

第255回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時：平成25年5月21日（火）公聴会終了後から

場所：倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

（1）漁場計画（案）の一部変更について（協議）

（2）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（答申）

5 その他

6 閉 会

漁場計画案の概要（内共第4号）

【湖山池】

項目	漁場計画案	漁場計画案変更後
1 免許の内容たるべき事項		
ア 漁業種類	第一種共同漁業 第五種共同漁業	同左 同左
漁業の名称	第一種：蓮、しじみ（やまとしじみ） 第五種：こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	同左
漁業時期	1月1日から12月31日	同左
イ 漁場の位置	鳥取市	同左
ウ 漁場の区域	鳥取市賀露町の第1橋りょう（賀露大橋）の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池	同左
2 免許（予定）日	平成25年9月1日	同左
3 関係地区	鳥取市	同左
4 制限又は条件	<p>漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。</p> <p><u>水門の管理に係る協議に誠実に対応し、科学的なデータの収集及びそれに基づく水質の管理に協力すること。</u></p>	<p>漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。</p> <p>削除</p>
5 存続期間	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	同左

湖山池の漁場計画案から「制限又は条件」を削除した理由について

平成25年5月21日
鳥 取 県

湖山池の塩分濃度は、湖山池将来ビジョンにおいて、東郷池と同程度の2,000mg/lから5,000mg/lに調節することとされていますが、現在、6,000 mg/lを超えており、水門操作による塩分濃度を下げる取組を行うことについて湖山池漁協と協議を継続しておりました。その結果、5月18日(土)に実施した協議の場において、下記のとおり取り組んでいくことで協議が整ったことから、新たに付記しようとした「制限又は条件」について、その必要性がなくなり、その部分を削除することといたしました。

<合意内容>

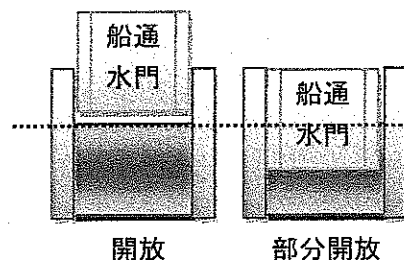
- 塩分管理（「海水の遡上抑制」と「湖内塩分濃度の上昇抑制」）のために、船通しの操作も含めた水門操作を試験的に実施していく。
- ただし、池内等に貧酸素が発生した場合には、生物環境保護のために池内溶存酸素確保を優先とした水門操作とする。（⇒ 異常を察知したら、速やかに水門開等の処置を実行する。）

1 当面の塩分管理のための水門操作について（海水の遡上を抑制するために）

(1) 基本の水門操作

川の流れ ⇒	逆流時	順流時
第1樋門	閉	開放
第2樋門	閉	開放
船通し	開放→部分開放*	開放

逆流時 水位：湖山池 < 賀露港 の時
流れ：賀露港 ⇒ 湖山池 に水が流れる。
順流時 逆流時の反対



※ 部分開放（右図イメージ）

- ⇒ 貧酸素化の発生に配慮し、全閉にはしない（最小でも10cmは開）
- ⇒ 詳細は次ページ

(2) 昼夜の操作について

昼間：水門管理人により水位計を確認しながら、上記の操作をこまめに行う。

夜間：夜間中の天候・潮位等を予想して、上記の操作を行う。

※ただし、夏季の夜間の常時在駐は、試験結果を見て検討するものである。

2 異常時の対応（池内及び湖山川内で貧酸素化が懸念された場合）

池内及び湖山川内で異常を察知した場合は、速やかに上記の操作から次の水門操作に変更する。溶存酸素の回復により異常時状態から移行した場合は、上記の操作に再度戻る。

川の流れ ⇒	逆流時	順流時
第1樋門	閉	開放
第2樋門	閉	開放
船通し	開放	開放

■異常時の定義

下の調査地点での溶存酸素濃度が3mg/Lを下回った場合	
湖山川の定点（3点）	①賀露南大橋、②霞の里橋（旧9号マルイ前） ③井戸橋（湖山池河口部）の底部データ
はんりょう地区	・シジミ放流地点（池口）の連続観測（栽培漁セ） ・はんりょう内3地点（栽培漁セ/漁協委託）の底部データ ・湖山池漁協の独自パトロール
青島・池口のテレメータ地点	地点の底部データ（6月末までに完備）

3 スケジュール（段階的な部分開放幅の削減）

- ・観測体制（青島、池口のテレメータ以外）と異常時の対応体制が確保され次第、次のように段階的に「船通し水門の部分開放の程度」を変更していく

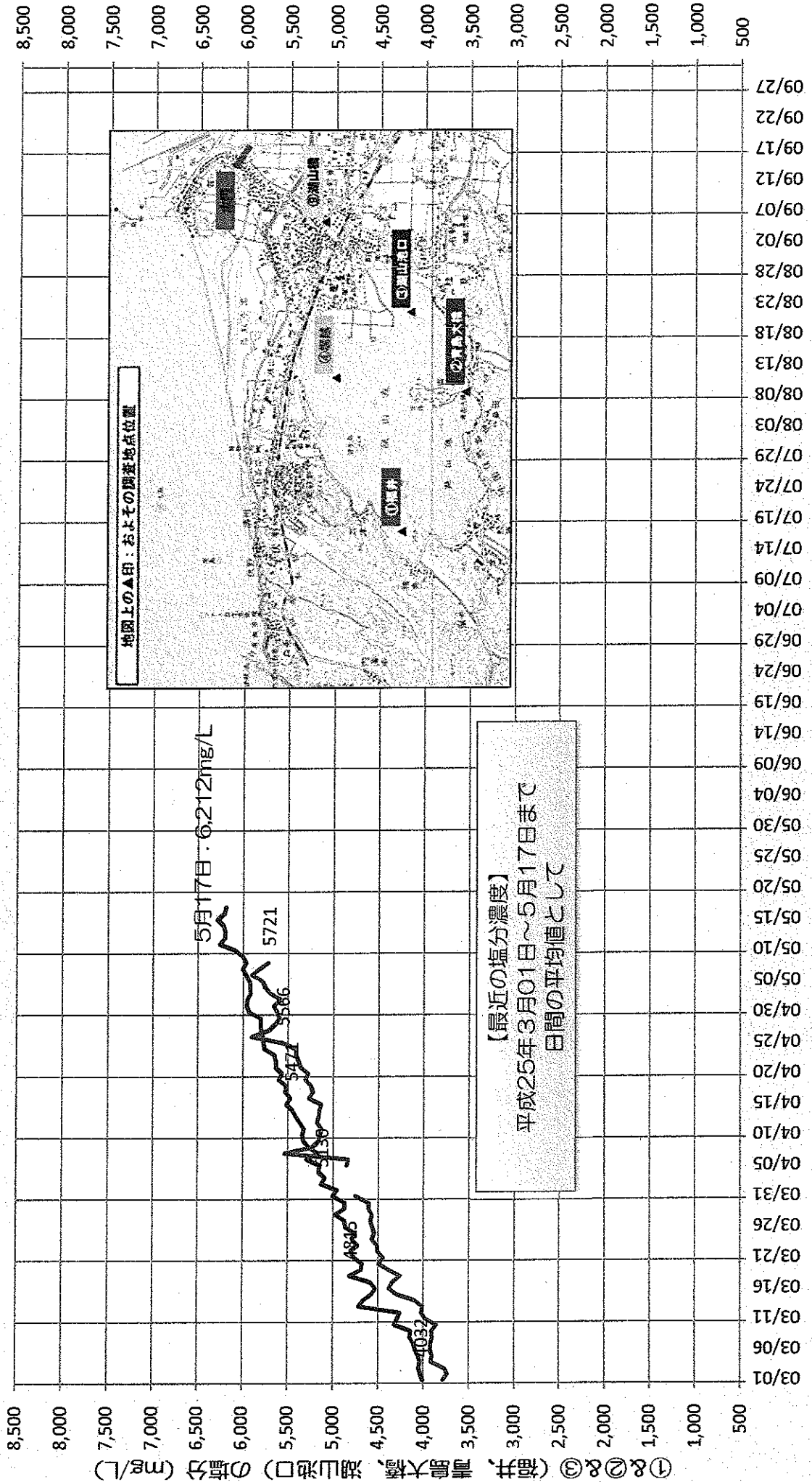
	日付	船通し開	備考
0日目	日（ ）	100cm	各種体制確保完了次第
1日目	日（ ）		
2日目	日（ ）	80cm	
3日目	日（ ）		
4日目	日（ ）	60cm	
5日目	日（ ）		
6日目	日（ ）	40cm	
7日目	日（ ）		データ検証
8日目	日（ ）	20cm	
9日目	日（ ）		
10日目	日（ ）	10cm	
11日目	日（ ）		
12日目	日（ ）		
13日目	日（ ）		
14日目	日（ ）		データ検証

4 異常時の連絡体制など

異常を察知した者	⇒ 湖山池漁協、各種調査の担当者 など
↓（連絡）	
水・大気課 または 河川課	・水大気課（26-7197） 奥田係長 携帯： ・河川課（26-7374） 広坂係長 携帯：
↓（指示）	
水門管理人	20-???? ※ 県からの指示を受け、速やかに水門操作を実施。
水・大気課、河川課など （事後の報告、検証）	■ 水門操作を実施したことを、漁協や行政関係者に事後で報告 （事前の協議や連絡ナシ ⇒ 速やかに水門操作を実施するため） ■ 得られた観測データの検証や原因推定

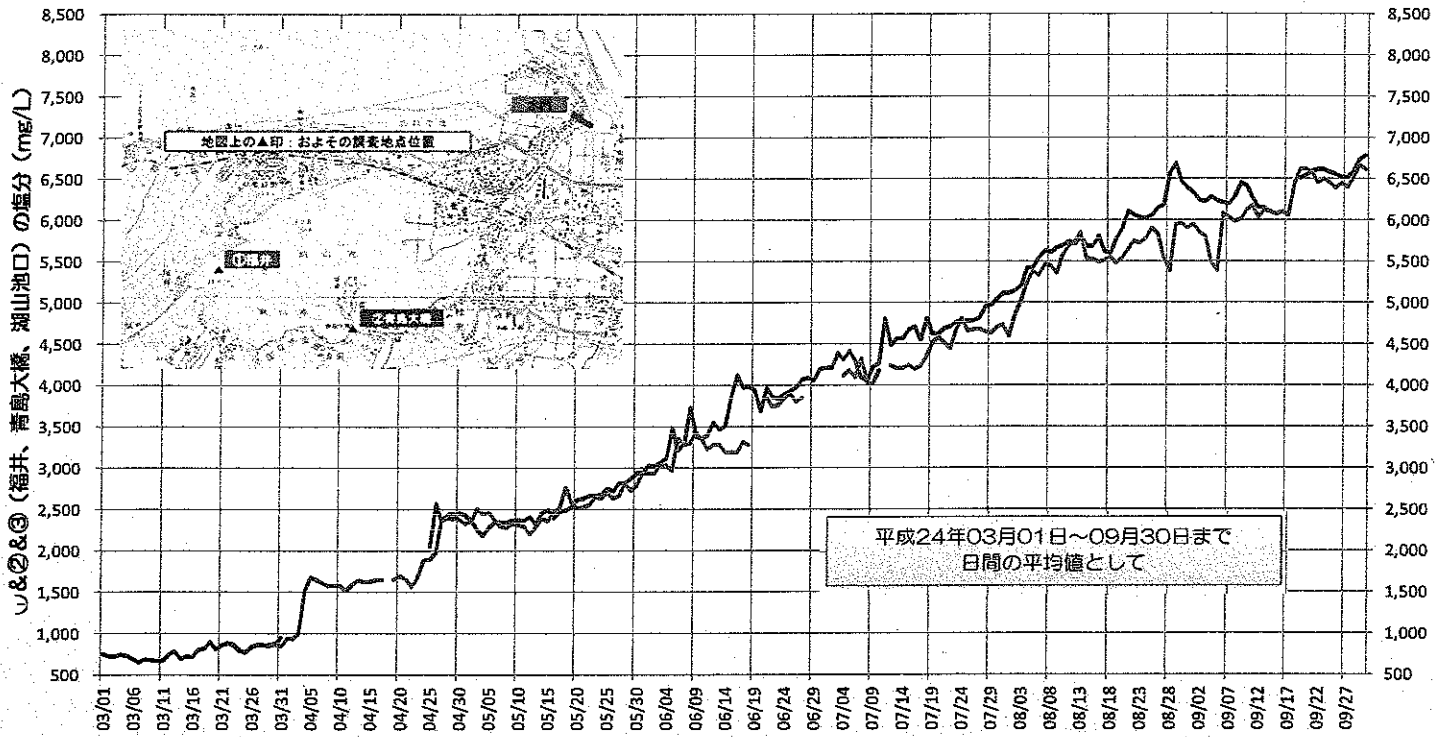
湖山池塩分（塩化物イオン濃度）推移グラフ

——②_青島大橋 ——①_福井



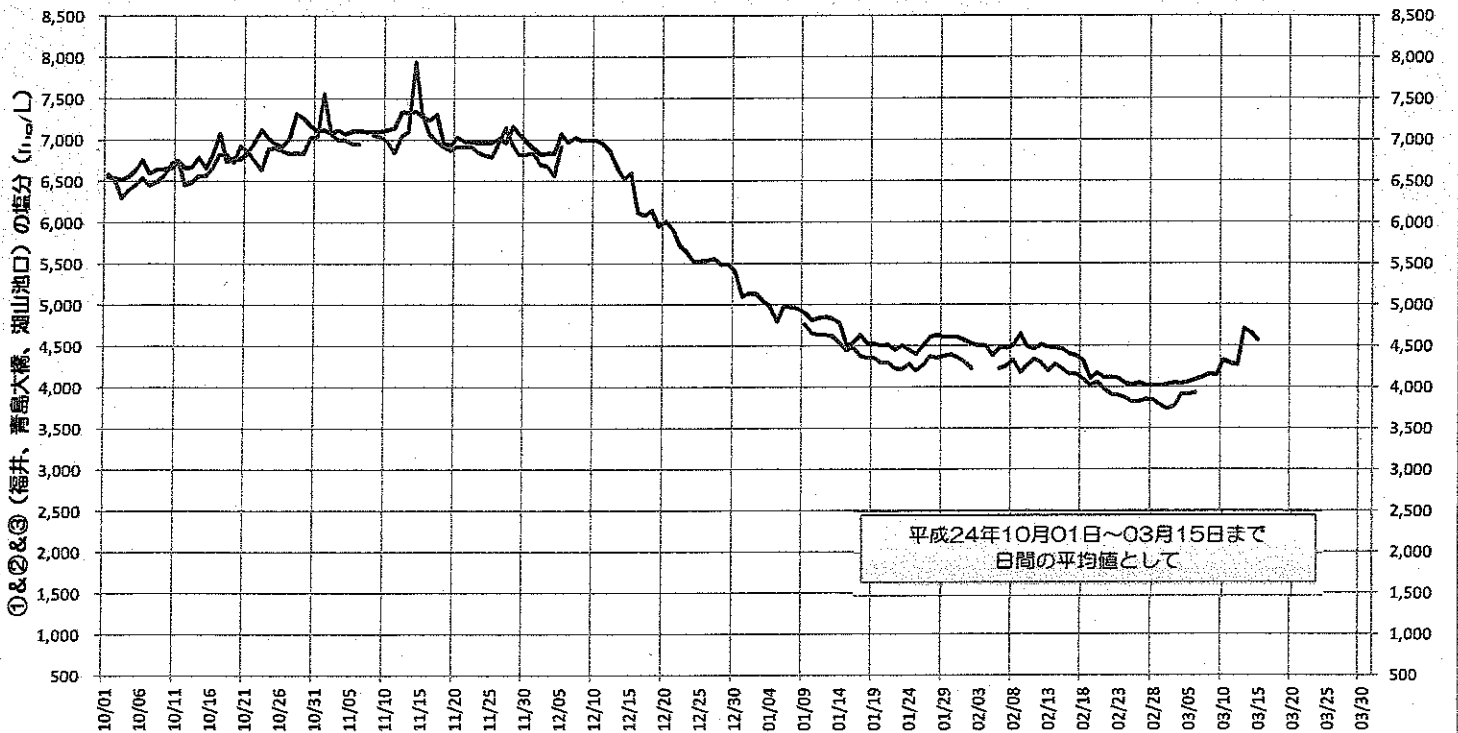
湖山池塩分（塩化物イオン濃度）推移グラフ

②_青島大橋 ①'_福井



湖山池塩分（塩化物イオン濃度）推移グラフ

②_青島大橋 ①'_福井



鳥取県内水面漁場計画（案）

平成25年5月

鳥 取 県

1 公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いwana漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及び支流

基点第1号 鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200

基点第2号 鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いwana漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

ウ 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及び支流

基点第3号 東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端

基点第4号 東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 公示番号 内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

イ 漁場の位置

米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号を直線で結ぶ線から上流の日野川本流及び支流

基点第5号 西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000

基点第6号 米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
	蓮漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の第1橋りょう（賀露大橋）の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごかい漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
	すずき漁業	

イ 漁場の位置

東伯郡湯梨浜町

ウ 漁場の区域

東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端から同郡湯梨浜町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会規程

改正 昭和28年3月20日 第17回委員会
同 昭和45年11月27日 第94回委員会
同 平成16年9月24日 第219回委員会
同 平成24年3月26日 第247回委員会

(所事業項)

第1条 鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定めるところにより鳥取県の区域に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。

(事務局所在地)

第2条 委員会の事務局は鳥取市東町鳥取県庁水産課に置く。

(委員会)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。

2 委員会に会長及び会長職務代理者各1名をおく。会長及び職務代理者は、委員の互選により決める。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員をおくことができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

2 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたるときその職務を代理する。

3 会長及び会長職務代理者の任期は4年とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。会長事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長、会長職務代理者ともに事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし委員の改選後、最初の委員会は、知事がこれを招集する。

2 委員会は、委員の3分の1以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会を招集しようとするときは、会長は予め議事事項並びに委員会の日時、び場所を開催の日から3日前までに各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

4 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第7条 委員会の会議では、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したるときは、この限りではない。

第10条 会長は、委員会の議事録を作成し、下の事項を記載する。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議決の結果
- 5 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第13条 事務局は会長が統括する。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任免する。

第15条 職員の職は局長、次長及び主事とする。

- 2 前項の職員は、書記の中より会長これを選任する。

第16条 事務局長は会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

- 2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は欠けたるときはその職務を代行する。
- 3 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又は、その代理者に事故あるときは、その事務につき代決することができる。ただし重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

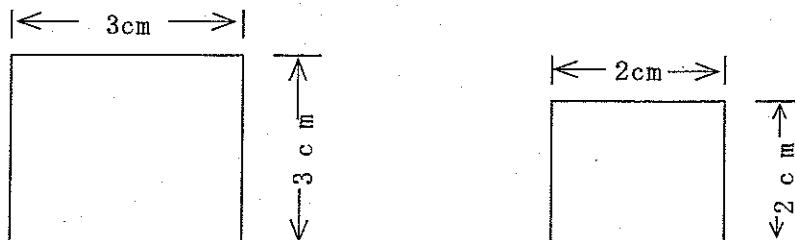
第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文章は、電子決裁等システムによらず、紙文章によるものとする。

(給与及び職務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他に定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。



第22条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

第23条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長がそのつど定める。

附 則

この規程は、昭和25年10月23日から施行する。

今後のスケジュール

時 期	内 容
H 2 5	
5月9日(木)	内水面漁場管理委員会(漁場計画案の諮問)
5月10日(金)	公聴会の開催告示
5月21日(火)	公聴会の開催(倉吉市:倉吉交流プラザ)
5月21日(火)	内水面漁場管理委員会(漁場計画案の答申)
5月31日(金)	漁場計画の県公報告示
6月1日～ 7月12日	免許申請期間
8月初旬予定	内水面漁場管理委員会 (適格性・優先順位の審査、諮問・答申)
9/1(月)	免許
9月中旬	免許結果の県公報告示